

「小金井市都市計画マスタープラン見直し案」に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成23年11月25日（金）～平成23年12月26日（月）まで

意見提出数：3名・11件

No.	項目（頁）	意見	意見に対する検討結果
1-1	全頁	<p>文末の表現について「進めます」、「推進します」は、それぞれ「今後検討する」、「早急に検討する」と理解してよいか。</p>	<p>文末の表現は、次のとおり整理しています。</p> <p>「進めます」は、行政（市や都）が今後行うこと。</p> <p>「推進します」は、行政と市民等（NPO等を含む）との協働により今後行うこと。</p>
1-2	3頁 土地利用 人口・世帯	<p>文末の表現について、「～土地利用転換も視野に入れた建設計画の検討が進められています。」は、市が主体となっている場合は、「～土地利用転換も視野に入れた建設計画の検討を進めています。」ではないか。</p> <p>文末の表現について、「～減少傾向に転じることも想定されています。」は、平成37年以降のことで断定ではなく予想の範囲内の文面のため、「～減少傾向に転じることも想定されます。」の方が適切ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>

No.	項目（頁）	意見	意見に対する検討結果
1 - 3	40頁 武蔵小金井地域 地域の概要	特定の固有名称は、行政文書としては削除すべき。 地域の歴史文は、簡略化してはどうか。	<p>「蛇の目ミシン工場」については、 庁舎建設予定地の名称としても使われており、あえて固有名称を残した文章としています。</p> <p>地域の歴史文については、地域の成り立ちをお示しすることにより、現在の地域の課題を明確にすることが出来るとの考えから構成していますので、見直し案のとおりとさせていただきます。</p>
2 - 1	14頁 ●低炭素社会の構築	<p>化石燃料の資源枯渇は、低炭素社会の構築の項目から、削除すべき。</p> <p>クリーンエネルギーの導入とあわせて、高効率設備（または省エネ機器）の導入も記述すべき。</p>	<p>化石燃料の資源枯渇は、低炭素社会の構築と無関係とは言い切れないものの、当該項目は地球温暖化抑制に焦点を置いていますので、ご指摘のとおり削除します。</p> <p>高効率設備等については、東京都及び市の補助制度の活用により普及を図るため、見直し案に「高効率設備等の導入」を追記します。</p>

No.	項目（頁）	意見	意見に対する検討結果
2-2	14頁 ●大気汚染の防止	交通手段の転換のほかに、低公害車の導入も記述するべき。	公用車等については、低公害車の導入を進めていますが、市民が所有する車両については、エコカー補助金など国の施策により普及を図るものと考えますので、見直し案のとおりとさせていただきます。
2-3	17頁 ●ライフラインの強化と確保	熱源のベストミックスの観点から、エネルギー源の多様化、分散化を記述するべき。	東日本大震災を踏まえて、緊急時のエネルギー源の確保について、強化が必要と考えますので、「エネルギー源の多様化、分散化の対応も進めます。」と追記します。
3-1	電線類の地中化について	<p>広義の「無電柱化」は大きく二つに区分される。一つは、電線類を地中に埋めることであり通常「電線類地中化」といわれる。もう一つは、電線類地中化以外の方法（裏配線・軒下配線方式）で、通行人の視野から消すことである。</p> <p>よって、「電線類の地中化」の用語を「無電柱化・電線類の地中化」とするか、あるいは国や都と同様に単に「無電柱化」とし、その意味を別途用語解説してはいかがでしょうか。</p>	市が行っている道路整備にあわせた無電柱化は、地中化が主な工法ですので、「電線類地中化（無電柱化）」と表現を変更します。

No.	項目（頁）	意見	意見に対する検討結果
3-2	無電柱化の推進について	<p>小金井市無電柱化事業策定協議会の設置を早急にお願いしたい。</p> <p>64頁「まちづくり推進体制の充実」について、「庁内に推進組織を設け・・・実行計画を策定する」ことになっている。市民の意識喚起を含めて、無電柱化のメリット・デメリット、法制度、優先的に無電柱化を推進する区域の策定など、行政・事業者（東電、NTT等）・市民一体となって円滑に取り組むために、コミュニケーションとコンセンサスを図る協議会〔フォーラム、シンポジウムを含む〕を設けてリードしていただきたい。</p>	<p>64頁に掲げる「庁内組織・体制の整備」について、現時点では都市計画マスタープランの全体的な進行管理を充実することを想定しております。</p> <p>個別の施策の体制整備については、必要に応じて、組織することも検討します。</p>
3-3	36、37、66、67頁 主要な施策等について	<ul style="list-style-type: none"> ・取組主体の行政欄に担当課を示してほしい。 ・「誰が」、「何を」、「いつまでに」を示してほしい。 ・「主要な施策」と「その他の施策」は何を基準に分けたのか。 	<p>都市計画マスタープランは、まちづくりの方針を示すものですので、実行計画で取り組み時期や方法等を明記します。</p> <p>都市計画マスタープランに掲げた施策は、現行の計画に掲げられている施策を達成状況や社会情勢の変化にあわせて見直し、そのなかで第4次基本構想の重点プロジェクトに掲げる施策を「主要な施策」としました。</p>

No.	項目 (頁)	意見	意見に対する検討結果
3-4	66頁 景観について	東京都が策定した景観条例に準拠して、地区ごとにルールを策定するのか？明確な説明文が欲しい。	都の定める景観基本軸に則した、景観形成とともに、市民のご理解が得られれば、地区計画等の手法も検討していきます。
3-5	43、55頁 人にやさしい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしく個性ある坂道づくりについて、「質屋坂」の記述がないのはなぜか。 ・はけの道を都市型観光の重要な資源として取り上げてほしい。 	<p>質屋坂は石畳の舗装により、個性ある坂道として整備されていると認識しています。</p> <p>はけの道については、水とみどりのネットワークの形成を進めるとしてありますので、それに伴い観光資源として充実するものと考えます。</p>